

こども・子育て家庭応援キャンペーン事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、こども及び子育て家庭を行政、企業、地域等が一体となって支援する機運を醸成し、子育てしやすい雰囲気を県全体に広げていくため、県がこども・子育て家庭応援キャンペーン事業を実施するに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 んふっこカード 県内の18歳未満の子ども(胎児を含む。以下同じ。)のいる世帯(以下「んふっこカード対象世帯」という。)に対して県が交付するカード(別図第1)をいう。
 - 二 んふっこカードプラス 県内の18歳未満の子どもが3人以上いる世帯(以下「んふっこカードプラス対象世帯」という。)に対して県が交付するカード(別図第2)をいう。
 - 三 参加店舗等 本事業の趣旨に賛同し、んふっこカード及びんふっこカードプラス(以下「んふっこカード等」という。)の対象世帯(以下「んふっこカード等対象世帯」という。)に対して、特典(んふっこカード等の提示により受けることができる商品価格の割引、物品の贈呈、ポイント加算その他のサービスをいう。以下同じ。)又は応援(んふっこカード等の提示の有無に関わらず受けることができるサービスをいう。以下同じ。)を提供する店舗及び施設(以下「店舗等」という。)をいう。
 - 四 んふ子育て応援団 県内の子育て支援に関する情報、子育て家庭に役立つ情報等をワンストップで入手できる子育て支援情報の総合窓口として県が開設しているウェブサイトをいう。
 - 五 んふっこぷらっと んふ子育て応援団が備える機能を中心として県が構築し、配信するモバイルアプリケーションをいう。
 - 六 電子んふっこカード んふっこぷらっとが備える機能により表示されるんふっこカード等の画像であって、参加店舗等で提示することでんふっこカード等と同様に特典の提供を受けることができるものをいう。
 - 七 んふっこカード等PRグッズ 参加店舗等が掲示することを目的として県が作成し、参加店舗等に配布するステッカー、ポップその他の広報用物品をいう。
- 2 この要綱において、満18歳に達した者は、当該者が満18歳に達した日の属する年度の末日までは、18歳未満の子どもとみなす。

(県及び市町村の責務)

第3条 県及び市町村は、協力して本事業を行うものとする。

- 2 県は、本事業を県民（店舗等を含む。）に周知し、本事業の円滑な実施に努めるほか、次に掲げることを行うものとする。
 - 一 ギふっこカード等の発行及び交付
 - 二 電子ギふっこカードの提供
 - 三 ギふっこカード等PRグッズの作成及び配布
 - 四 前各号に掲げるほか、本事業を推進するために県が必要と認めること。
- 3 市町村は、本事業の趣旨を理解し、本事業の円滑な実施に協力するほか、次に掲げることを行うものとする。
 - 一 ギふっこカード等の交付
 - 二 本事業に関する広報
 - 三 前二号に掲げるほか、本事業を推進するために市町村が必要と認めること。

(ギふっこカードの発行)

第4条 ギふっこカードは、3年間の有効期限を付して、県が発行する。

- 2 県は、ギふっこカードの有効期限が満了する日までに、有効期限を更新した新たなギふっこカードを発行するものとする。

(ギふっこカードプラスの発行)

第5条 ギふっこカードプラスは、表面に有効期限を記入する欄を設けて、県が発行する。

- 2 ギふっこカードプラスの有効期限は、その交付を受ける世帯において、18歳未満の子どもの人数の合計が3人未満となる日とする。

(ギふっこカードの交付)

第6条 ギふっこカードは、ギふっこカード対象世帯に交付する。

- 2 ギふっこカードは、その交付を受ける世帯の子どもの数と同数まで交付することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、その交付を受ける世帯の子どもの数が1人の場合は、当該世帯に対してギふっこカードを2枚まで交付することができる。

(ギふっこカードプラスの交付)

第7条 ギふっこカードプラス対象世帯は、ギふっこカードプラスの交付を受けようとするときは、ギふっこカードプラス交付申請書（別記第1号様式）により、県又は市町村に交付を申請しなければならない。

- 2 県又は市町村は、前項の規定による申請を受けた場合は、当該申請に基づき、ギふっこカードプラスを交付するものとする。

(ぎふっこカード等の使用)

- 第8条 んふっこカード等の交付を受けた世帯は、当該ぎふっこカード等の裏面に、当該世帯における18歳未満の子どもの保護者の氏名を記入するものとする。
- 2 前項の規定によりぎふっこカード等に氏名が記入された保護者と同一世帯に属する者は、当該ぎふっこカード等を使用することができる。
 - 3 参加店舗等は、ぎふっこカード等を使用する者に対して、当該者がぎふっこカード等対象世帯の構成員であることを確認することができる資料の提示を求めることができる。
 - 4 んふっこカード等を使用する者は、ぎふっこカード等を使用するに当たっては、参加店舗等の指示に従わなければならない。

(電子ぎふっこカードの使用)

- 第9条 んふっこカード等対象世帯は、ぎふっこぷらっとに所定の情報を入力することにより、電子ぎふっこカードを使用することができる。
- 2 前条第3項及び第4項の規定は、電子ぎふっこカードの使用について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「ぎふっこカード等」とあるのは、「電子ぎふっこカード」と読み替えるものとする。

(不正使用等に対する措置)

- 第10条 県は、ぎふっこカード等対象世帯が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該ぎふっこカード等対象世帯に対して、交付したぎふっこカード等を没収し、又は電子ぎふっこカードの利用を差し止める等の措置をとることができる。
- 一 んふっこカード等又は電子ぎふっこカードを使用するに当たって、正当な理由なく参加店舗等の指示に従わない場合
 - 二 んふっこカード等及び電子ぎふっこカードをぎふっこカード等対象世帯の構成員でない者に譲渡し、貸与し、又は使用させた場合
 - 三 前二号に掲げるほか、ぎふっこカード等及び電子ぎふっこカードの使用が不正又は不適切なものであると県が認める場合

(参加申請及び登録)

- 第11条 本事業への参加を希望する店舗等は、参加申込書(別記第2号様式)により、県にその旨を申請するものとする。
- 2 県は、前項の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査してこれを適当と認めるときは、申請者を参加店舗等として登録し、ぎふっこカード等PRグッズを配布するとともに、当該申請者に係る次に掲げる情報をぎふ子育て応援団に掲載するものとする。
 - 一 名称
 - 二 所在地

- 三 電話番号
- 四 ホームページアドレス及びSNSアカウントID
- 五 営業時間及び定休日
- 六 紹介コメント
- 七 特典及び応援の内容並びにその提供の開始時期

(欠格事由)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第2項に規定する登録を受けることができない。

- 一 宗教活動及び政治活動を目的とする者
- 二 法令等に違反し、又はそのおそれがある者
- 三 公序良俗に反し、又はそのおそれがある者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員並びにそれらと密接な関係を有する者
- 五 ぎふっこカード等対象世帯がその事業を利用することがほとんど見込まれないと県が認める者
- 六 前各号に掲げるほか、本事業の趣旨及び社会通念に照らして、参加店舗等に登録することが適当でないとして県が認める者

(登録内容の変更)

第13条 参加店舗等は、第11条第1項の規定により申請した内容に変更が生じる場合は、登録内容変更届（別記第3号様式）により、県にその旨を届け出なければならない。

- 2 前項に規定する届出は、当該申請した内容に変更が生じる日の1か月前までに行うものとする。
- 3 前二項の規定は、第1項の規定により届け出た内容に変更が生じる場合について準用する。

(参加中止)

第14条 参加店舗等は、本事業への参加を中止する場合は、参加中止届（別記第4号様式）により、県にその旨を届け出なければならない。

- 2 前条第2項の規定は、本事業への参加を中止する場合について準用する。

(電子申請等)

第15条 第11条第1項に規定する申請並びに第13条第1項及び前条第1項に規定する届出は、ぎふ子育て応援団が備える申請及び届出の機能により行うことができる。

(登録の取消し)

第16条 県は、参加店舗等が第12条各号のいずれかに該当すると認めるときは、事前の予告なく、当該参加店舗等の登録を取り消すことができる。

2 前項の規定は、参加店舗等の事業が継続されていないことが明らかとなった場合について準用する。

(デザインの使用)

第17条 ギフっこカード等及びギフっこカード等PRグッズのデザイン（以下単に「デザイン」という。）は、次に掲げる場合に限り、これを使用することができる。

- 一 国又は地方公共団体が使用するとき。
- 二 参加店舗等及びその属する公共的団体が本事業に関連する目的で使用するとき。
- 三 前二号のほか、県が適当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、デザインを使用することができない。

- 一 県又は本事業の信頼性を損ない、又はそのおそれがある用途又は方法（以下本項において「用途等」という。）で使用するとき。
- 二 宗教活動及び政治活動を目的として使用するとき。
- 三 法令等に違反し、又はそのおそれがある用途等で使用するとき。
- 四 公序良俗に反し、又はそのおそれがある用途等で使用するとき。
- 五 商品化を目的として使用するとき。
- 六 前各号に掲げるほか、県が不相当と認めるとき。

3 デザインの使用については、無償とする。

4 県は、デザインの使用が第2項各号に該当すると認めるときは、その使用を停止させることができる。なお、当該使用の停止により生じたいかなる損害についても、県は一切の責任を負わない。

(保証の否認及び免責)

第18条 本事業に関して、ギフっこカード等を使用する者と第三者（参加店舗等を含む。）との間において生じた取引、紛争等については、県の責めに帰すべき事由に起因することが明らかな場合を除き、県は一切の責任を負わない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるほか、本事業の実施に関し必要な事項は、県が定める。

附 則

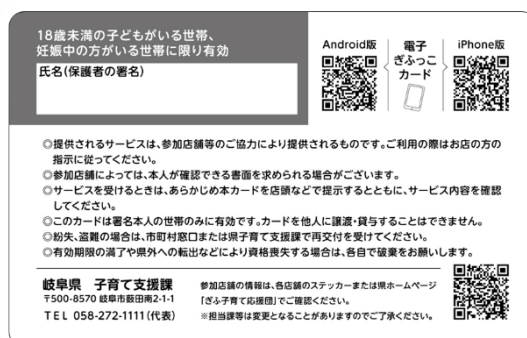
この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

別図第1 ギふっこカード (第2条関係)

(表面)



(裏面)

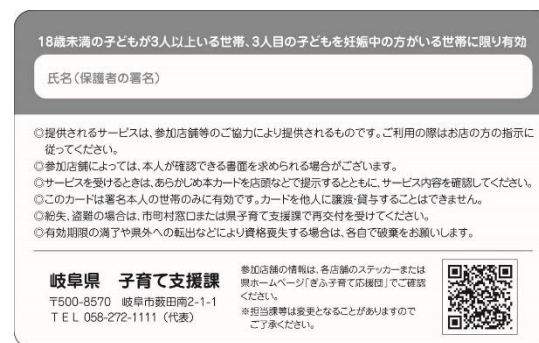


別図第2 ギふっこカードプラス (第2条関係)

(表面)



(裏面)



ぎふっこカードプラス 交付申請書

年 月 日

岐阜県子育て支援課 行き

(申請者)

住 所

氏 名

私は、岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業の「ぎふっこカードプラス」の交付を受けたいので、下記の「個人情報の取扱いについて」に同意のうえ、申請します。

記

申請区分 (該当箇所にチェック)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(再交付理由) <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 破損・汚損 <input type="checkbox"/> 有効期限の更新 <input type="checkbox"/> その他 ()
	新規	再交付	

18歳未満の子どもの数	人	ぎふっこカードプラス 交付希望枚数 (該当箇所にチェック)	<input type="checkbox"/> 1枚
出産予定の子どもの数	人		<input type="checkbox"/> 2枚

※申請ができるのは、18歳未満の子どもの数が3人以上いる世帯・3人目の子どもを妊娠中の方がいる世帯に限ります。

※申請時には、次の「確認書類」を提示してください。

- | |
|--|
| ①申請者(保護者)本人であること(運転免許証等) |
| ②18歳未満の子どもの数が3人以上いることが確認できる書類(健康保険証・母子健康手帳等) |

※郵送で申請する場合は、①交付申請書、②上記確認書類のコピー、③返信用切手を同封のうえ、県子育て支援課へお送りください。

※カードの有効期限については、裏面の早見表でご確認のうえ、各自でお書きください。

<個人情報の取扱いについて>

記載された個人情報は、厳重に管理を行い、市町村から事業主体である岐阜県への情報提供など本事業の目的以外では使用しません。

行政使用欄

申請者(保護者)及び子どもの書類の確認 (確認後チェック)

申請日・住所・氏名の記入の確認 (確認後チェック)

**子育て家庭応援キャンペーン事業
「ぎふっこカード」「ぎふっこカードプラス」参加申込書**

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

岐阜県庁子育て支援課 行き

法人名(個人経営の場合は店舗名)			
代表者氏名			
所在地	(〒 _____ - _____)		
電話番号/FAX 番号	電話	FAX	
E-mail アドレス	_____ @ _____		
PR グッズなどの送付先	<input type="checkbox"/> 申込者宛先 <input type="checkbox"/> 参加店舗・施設	担当者： _____	所属： _____
	<input type="checkbox"/> その他の住所 (〒 _____)		

※こちらの項目はホームページ上には掲載されません

ぎふっこカード・ぎふっこカードプラスの趣旨に賛同し、下記のとおり参加を申し込みます。

申請内容 (いずれか1つに✓印)	<input type="checkbox"/> ぎふっこカード	<input type="checkbox"/> ぎふっこカードプラス	<input type="checkbox"/> 両方	<input type="checkbox"/> ぎふっこカードのみ	<input type="checkbox"/> ぎふっこカードプラスのみ
サービス開始時期	_____ 年 _____ 月 _____ 日から				
ぎふっこカードの特典 (該当項目に✓印)	特典内容／				
	条件／(対象者) _____ (対象条件)				
	カード提示のタイミング／ <input type="checkbox"/> 会計時 <input type="checkbox"/> 注文時 <input type="checkbox"/> その他 (_____)				
ぎふっこカードプラスの特典 (該当項目に✓印)	特典内容／				
	条件／(対象者) _____ (対象条件)				
	カード提示のタイミング／ <input type="checkbox"/> 会計時 <input type="checkbox"/> 注文時 <input type="checkbox"/> その他 (_____)				
店舗等の紹介コメント ※100文字以内					
区分 (該当項目に✓印)	<input type="checkbox"/> 買う(ドラッグストア/コンビニ/ショッピングモール・スーパー/雑貨・インテリア/ファッション/フード/文具・書店/メガネ・コンタクト/家電/自転車/その他) <input type="checkbox"/> 生活(写真/クリーニング/車/住まい/保険/金融)				
	<input type="checkbox"/> 食べる(和食/洋食/アジア/肉料理/麺/パン・スイーツ/カフェ・喫茶店/居酒屋・バー/レストラン/ファミレス・ファーストフード/その他)				
	<input type="checkbox"/> 育児 <input type="checkbox"/> 教育・習い事 <input type="checkbox"/> おでかけ(自然/娯楽施設/泊まる/温泉・お風呂/道の駅)				
	<input type="checkbox"/> サービス(ヘアサロン/ビューティー/ヘルス) <input type="checkbox"/> その他(_____)				
参加店舗・施設名称	(ふりがな/ _____)				
所在地	(〒 _____ - _____)				
電話番号					
HP アドレス					
SNS アカウ ID					
営業時間	※24時間表示				
定休日					

※上記枠内の内容については、ホームページなどに掲載しますのでご了承ください。

子育て家庭応援キャンペーン事業
「ぎふっこカード」「ぎふっこカードプラス」参加店舗等変更届出書

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

岐阜県庁子育て支援課 行き

法人名(個人経営の場合は店舗名)			
代表者氏名			
所在地	(〒 _____ - _____)		
電話番号/FAX 番号	電話	FAX	
E-mail アドレス	_____ @ _____		
PR グッズなどの送付先	<input type="checkbox"/> 申込者宛先 <input type="checkbox"/> 参加店舗・施設 <input type="checkbox"/> その他の住所(〒 _____)	担当者： _____	所属： _____

下記の事項について変更したいので、届け出ます。

申請内容 (いずれか1つに✓印)	<input type="checkbox"/> ぎふっこカード <input type="checkbox"/> ぎふっこカードプラス	両方	<input type="checkbox"/> ぎふっこカードのみ <input type="checkbox"/> ぎふっこカードプラスのみ
変更年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日から		
ぎふっこカードの特典 (該当項目に✓印)	特典内容／ 条件／(対象者) (対象条件)		
	カード提示のタイミング／ <input type="checkbox"/> 会計時 <input type="checkbox"/> 注文時 <input type="checkbox"/> その他(_____)		
ぎふっこカードプラスの特典 (該当項目に✓印)	特典内容／ 条件／(対象者) (対象条件)		
	カード提示のタイミング／ <input type="checkbox"/> 会計時 <input type="checkbox"/> 注文時 <input type="checkbox"/> その他(_____)		
店舗等の紹介コメント ※100文字以内			
区分 (該当項目に✓印)	<input type="checkbox"/> 買う(ドラッグストア/コンビニ/ショッピングモール・スーパー/雑貨・インテリア/ファッション/フード/文具・書店/メガネ・コンタクト/家電/自転車/その他) <input type="checkbox"/> 生活(写真/クリーニング/車/住まい/保険/金融)		
	<input type="checkbox"/> 食べる(和食/洋食/アジア/肉料理/麺/パン・スイーツ/カフェ・喫茶店/居酒屋・バー/レストラン/ファミレス・ファーストフード/その他) <input type="checkbox"/> 育児 <input type="checkbox"/> 教育・習い事 <input type="checkbox"/> おでかけ(自然/娯楽施設/泊まる/温泉・お風呂/道の駅) <input type="checkbox"/> サービス(ヘアサロン/ビューティー/ヘルス) <input type="checkbox"/> その他(_____)		
参加店舗・施設名称	(ふりがな/ _____)		
所在地	(〒 _____ - _____)		
電話番号			
HP アドレス			
SNS アカウ ID			
営業時間	※24時間表示		
定休日			

※ 原則として、変更年月日の1か月前までに県子育て支援課に届け出てください。

※ 店舗名・連絡先は必ず記入してください。その他は、変更する項目のみの記入で結構です。

**子育て家庭応援キャンペーン事業
「ぎふっこカード」「ぎふっこカードプラス」参加中止届書**

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

岐阜県庁子育て支援課 行き

法人名(個人経営の場合は店舗名)			
代表者氏名			
所在地	(〒 _____ - _____)		
電話番号/FAX 番号	電話	FAX	
E-mail アドレス			@

岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業（「ぎふっこカード」「ぎふっこカードプラス」への参加を中止したいので、下記のとおり届け出ます。

申請内容 (いずれか1つに✓印)	<input type="checkbox"/> ぎふっこカード <input type="checkbox"/> ぎふっこカードプラス	両方 <input type="checkbox"/> ぎふっこカードのみ <input type="checkbox"/> ぎふっこカードプラスのみ	
中止年月日	年	月	日
参加店舗・施設名称	(ふりがな/ _____)		
所在地	(〒 _____ - _____)		
電話番号			
中止理由			

※原則として、参加中止年月日の1か月前までに県子育て支援課へ届け出てください。